

別 紙

松江市個人情報保護審査会 答申第1号

答 申

1 審査会の結論

異議申立人の請求は、松江市個人情報保護条例上根拠はなく、また、個人情報保護の点から考えても理由はなく、請求は認められない。

2 異議申立ての内容

〈概要〉

本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、松江市長（以下「実施機関」という。）が行った平成27年8月10日付「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（以下「証明書」という。）の個人情報一部開示決定を不服とし、その全ての開示を求めるものである。

〈経緯〉

- (1) 平成27年7月29日、申立人は、非開示となった「証明書」の開示請求を行った。申立人は、①自分が妻にどのような暴力を振るったと妻が相談所に相談しているのかを知りたいこと、②「証明書」に書かれたと思われる暴力の内容は自分の個人情報であるとの理由をあげている。
- (2) 平成27年8月10日、実施機関は、上記〈概要〉のとおり一部開示決定を行った。その際、「証明書」記載の妻及びその同伴児童（以下「子供」という。）の氏名・生年月日は、夫である申立人が知り得ている情報であるので、開示しても妻及び「子供」の権利利益を害するおそれはないと判断し、松江市個人情報保護条例（平成17年松江市条例第15号。以下「条例」という。）第14条第2号の非開示情報にあたらないとし、「証明書」中の妻及び「子供」の氏名・生年月日を申立人に開示した。
- (3) 平成27年9月29日、申立人は、非開示とされた婦人相談所等の名称及び「証明書」様式の開示を求め、異議を申立てた。

〈申立人の請求理由〉

第1に、「婦人相談所は地方自治体が管轄する機関で、公の機関であるから」婦人相談所等の名称は開示すべきである。

第2に、「非開示の理由の『支障』には具体性がなく、いたずらに拡大して解釈している」こと。

第3に、「非開示の理由の『おそれ』には、法的保護に値する蓋然性がなく、単なる確率的な可能性を主張している」こと。

第4に、「証明書様式のみで婦人相談所等が特定されること」はないこと。というのも、「証明書の内容は全ての団体で共通化されており、発行元を特定すること」はできないこと。「仮に特定される具体的名称がある場合はその文言のみ非開示」でよいのに、それをせず、「いたずらに非開示部分を拡大」していること。

以上が申立人の請求理由である。

〈実施機関の主張〉

実施機関が非開示とした理由は、次のとおりである。

第1に、「申立人の配偶者は、申立人からの暴力を訴えており婦人相談所等の支援をうけているため、婦人相談所等の名称を開示すると、その婦人相談所等が申立人の配偶者に対して行う支援に支障を及ぼす恐れがあると判断」したからである。

第2に、「婦人相談所等が発行する証明書の様式は、国から雛形が提示されているものの、全国統一様式ではなく、各婦人相談所等で様式が異なるため、様式やその他の記載内容を開示すると、発行した婦人相談所等が特定される恐れがあるため」である。

3 審査会の判断

(1) 本件請求において、実施機関は、「証明書」のうち、当該証明書の様式及び発行機関名を非開示とした。その理由は、非開示の部分が条例第14条第7号の、開示すれば「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にあたるということである。

当該証明書は、配偶者からの暴力が訴えられた場合に作成される書類である（「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」平成20年5月9日府共発第199号）。婦人相談所が発行する証明書の裏面の注意事項や児童手当事務マニュアルにも記載がある通り、相談機関等の情報（「婦人相談所等の名称」など）の取り扱いについては、十分に配慮することが明記されている。

婦人相談所では、配偶者からの暴力による被害を訴えている者への対応について十分注意するよう県などから求められており、児童手当の事務についても、支援を行っている機関を含む被害者情報をその配偶者に知られないよう厳重に取り扱っている。

実施機関の主張によれば、婦人相談所等は都道府県などが設置する公の機

関であり、各相談機関などが発行する証明書の雛形といえる様式は法令等で定まっており、原則公開されている。そうして、実際の証明書の様式は、各都道府県などの設置者ごとに相談機関などの事務が行いやすいよう、これを異ならせている。それ故、証明書の様式が開示されれば、申立人が婦人相談所を特定する事が可能である。申立人の妻が支援を受けている機関が申立人に知られれば、支援機関に申立人が乗り込んだり、支援機関周辺で申立人が妻を待ち伏せしたりする可能性が高くなると判断し、妻に直接の被害が及ぶおそれも考慮し、実施機関は、相談機関名及びそれを特定しうる証明書様式を非開示としたものである。

上記の事情を勘案すれば、妻が相談している婦人相談所が明らかになることは、申立人からの問い合わせなどにより相談業務に支障が出る事が十分予想されるだけでなく、それにより、妻及び「子供」への支援保護に支障がでることも予想されると実施機関が主張するのは、具体的な根拠を踏まえた主張であり、納得できる。

申立人は、相談機関の様式は全国で統一されたものであると主張するが、実際には、各自治体によって様式が異なっている。婦人相談所の特定を防ぐためには、婦人相談所名だけでなく「証明書」の様式を非開示とする必要があることは明白であり、申立人の主張は認められない。

- (2) 以上により、申立人の開示請求理由は認められず、実施機関が「証明書」に記載されている婦人相談所名及びその様式を非開示としたのは、合理的根拠のあるものと判断し、当審査会は冒頭の「1 審査会の結論」に至ったものである。

4 補足意見

なお、審査会として、本件に関する実施機関の判断及び開示請求への対応について、以下に付記する。

(1) 条例第 12 条該当性

条例第 2 条によれば、個人情報とは、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいう。

「証明書」名称中の「配偶者」との文言を理由として「証明書」記載内容は申立人の個人情報でもあると申立人は主張するが、「証明書」は、本来、配偶者からの暴力を訴える者のために作成される証明書である。本件の場合、そこには、妻及び「子供」・相談機関に関する情報のみ記載されている。「証明書」の名称に「配偶者」との文言があるからといって、その内容が申立人

の個人情報であるとただちに言えないことは明らかである。

仮に「子供」の親権者として申立人が開示請求を行ったとしても、「子供」と妻とは同居しているので、「子供」の情報を開示することは妻の情報を開示することを意味する。そのため、申立人が「子供」の親権者であるとしても、それを理由として「証明書」記載の婦人相談所名及びその様式を開示することは、条例第 1 条の目的に反するだけでなく、「自己」以外の者に「自己」の個人情報を開示することになり、条例第 12 条第 1 項に抵触することになる。申立人が同条 2 項の親権者に該当するとしても、それがただちに情報開示の理由となるものではない。

(2) 条例第 14 条第 1 号及び第 2 号該当性

そもそも、本件で開示請求されている個人情報は、配偶者からの暴力被害を訴える者に関わる個人情報である。それ故、本件のような、配偶者からの暴力の被害者として保護を求める妻及び「子供」の個人情報は、条例第 14 条第 1 号及び第 2 号に該当する可能性があり、その取扱に一層の注意が求められるなければならない。

妻が婦人相談所に相談をしていること、相談内容、どの婦人相談所に相談しているかなどは、相談者のプライバシーに関わる重大な個人情報である。それ故、相談している事実そのものや相談所名などは、本来、本人以外には秘匿されるべきものである。しかし、今回は、妻及び「子供」の氏名・生年月日などが申立人に開示された。氏名・生年月日などは個人情報であり、それは既知の事実であるか否かを問わないとされている。今回非開示とされた事項が開示されるいわれがないことは勿論、住所・氏名・生年月日など、本来秘匿されるべき個人情報が本人以外の者に開示される理由もないと当審査会は考える。

(3) まとめ

これらの点を考えるならば、申立人の開示請求に対して実施機関が「証明書」に記載された妻及び「子供」の氏名・生年月日などを開示したのは、個人情報の取り扱いとして妥当であったのか。そもそも、申立人からの開示請求に対しては、条例第 16 条により存否応答拒否とすることも考えられたのではないかと、当審査会は疑念を禁じ得ないものである。

「証明書」の一部開示決定は、条例第 1 条で示された個人情報保護の目的にそぐわないだけでなく、上記各条に抵触するおそれのある決定であった可能性がある。以上の点を審査会として付記しておきたい。

5 審査会の処理経過等

当審査会の処理経過等は、別記のとおりである。

別 記

1 諮問第1号に関する審査会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------------------|--------------------------|
| 平成 27 年 10 月 15 日 | 実施機関から松江市個人情報保護審査会に対して諮問 |
| 平成 27 年 10 月 30 日 (審査会第 1 回目) | 審議 |
| 平成 27 年 11 月 13 日 | 実施機関から一部開示理由説明書を受理 |
| 平成 27 年 11 月 24 日 | 異議申立人から意見書を受理 |
| 平成 27 年 12 月 11 日 | 異議申立人から口頭による意見陳述申立書を受理 |
| 平成 27 年 12 月 15 日 (審査会第 2 回目) | 審議 |
| 平成 28 年 1 月 29 日 (審査会第 3 回目) | 実施機関から意見聴取、審議 |
| 平成 28 年 11 月 1 日 (審査会第 4 回目) | 異議申立人から口頭による意見陳述、審議 |
| 平成 28 年 12 月 20 日 (審査会第 5 回目) | 実施機関から意見聴取、審議 |
| 平成 29 年 1 月 31 日 (審査会第 6 回目) | 審議 |
| 平成 29 年 3 月 15 日 (審査会第 7 回目) | 審議 |
| 平成 29 年 5 月 10 日 (審査会第 8 回目) | 審議 |
| 平成 29 年 5 月 29 日 | 松江市個人情報保護審査会から実施機関に対して答申 |

2 松江市情報公開審査会委員名簿

| 氏名 | 所属等 | 備考 |
|--------|----------------------|---------|
| 居石 正和 | 島根大学法文学部 教授 | 会長 |
| 嘉村 雄司 | 島根大学法文学部 准教授 | |
| 高尾 雅裕 | 山陰中央新報社 取締役 論説委員長 | |
| 松本 さなえ | 総務省行政相談委員 | |
| 光谷 香朱子 | 弁護士 | 会長職務代理者 |

3 本件関連条例

松江市個人情報保護条例 《抜粋》

(目的)

第 1 条 この条例は、市が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で適正な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (4) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、ガス事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

- (5) 公文書 松江市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (6) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。
- (7) 親権者等 未成年者の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人をいう。

(開示請求権)

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録された自己に関する個人情報の開示の請求をすることができる。

2 親権者等は、開示請求を本人に代わってすることができる。ただし、本人が当該開示請求に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(個人情報の開示義務等)

第14条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(法令秘情報)

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務を負う国等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の指示により、本人に開示することができない情報

(個人情報)

- (2) 開示請求者(当該開示請求者が親権者等の場合は、本人)以外の者の個人情報であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあるもの

(行政運営情報)

- (7) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(利益相反情報)

- (8) 未成年者の親権者又は未成年後見人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(存否に関する情報)

第 16 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をした場合において、当該個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨を前 2 項による書面に付記しなければならない。